

# 法政大学大学院研修生・委託研修生・特別研修生規程

規定第442号

一部改正 1996年 4月 1日 1997年12月 1日  
2003年 4月 1日 2005年 4月 1日  
2011年 4月 1日 2013年 4月 1日  
2016年 4月 1日

(根拠)

第1条 本大学院学則で規定する研修生、委託研修生及び特別研修生については、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 研修生として入学できる者は、本大学院学則で示す修士課程の入学資格に適合する者とする。

(申請手続)

第3条 本大学院正規学生を目指し、かつ研修生として入学を希望するものは、別に定める研修生募集要項による手続を経なければならない。

(入学許可)

第4条 前条の手続者については、入学試験の成績に応じ、各研究科の基準に従って選考し、研究科長が入学を許可する。

(公共団体等からの委託研修生)

第5条 前条にかかわらず、公共団体、又はその他の機関からの委託研修生については、随時各研究科の審査を経た後、研究科長が入学を許可する。

(協定等による特別研修生)

第6条 第4条にかかわらず、協定等により受け入れる特別研修生については、当該研究科専攻の特別な選考、審査を経た後、研究科長が入学を許可する。

(研修期間)

第7条 研修生及び委託研修生の研修期間は、1年以内とする。ただし、1年に限り継続を認めることができる。その場合は、研修期間延長願を提出し、指導教授の承認及び研究科教授会の議を経て、研究科長が延長を許可する。

2 特別研修生の研修期間は、前項に関わらず、当該研究科専攻の指定する期間とする。

3 国費奨学金留学生についての研修期間は、第1項の規定に関わらず、文部科学省が許可した期間とする。

(指導料等)

第8条 研修生、委託研修生及び特別研修生は、別に定める指導料等を納入しなければならない。

(単位の認定)

第9条 研修生、委託研修生及び特別研修生は、履修した科目につき試験を受けることができる。試験に合格したときは、授業科目(単位)として認定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2 1996年4月1日 規程名、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条を変更

- 3 1997年12月1日 第6条を変更
- 4 2003年4月1日から第6条第2項を改正施行し、2003年度入学者から運用する。
- 5 この規程は、2005年4月1日から第2条、第4条、第5条、第6条第1項を改正し、施行する。
- 6 大学院学則の改正に伴い、この規程の第1条及び第2条を改正し、2011年4月1日より施行する。
- 7 この規程は、2013年4月1日より第1条、第2条、第6条、第7条及び第8条を一部改正する。  
また、第6条を新設し、以下条を繰り下げ、施行する。
- 8 この規程は、2016年4月1日より第10条を一部改正し、施行する。